

合併協定項目の実施状況について

■合併協定書【要点抜粋】

事業区分	合併協定項目内容	達成進捗状況
4 新市の事務所の位置	合併時の事務所の位置は現在の美祢市の位置とする。なお、新市発足後、審議組織を設置の上、速やかに適正な位置の検討に着手、決定することとし、合併後10年程度を目途に新庁舎を建設し、新たに事務所とする。 【付帯決議】 ・検討にあたっては、市民の意向を踏まえ、また、新市全体の住民の利便性や新市の均衡ある発展に配慮すること。 ・新庁舎の建設時期及び事業規模等については、新市の財政運営に十分配慮すること。	庁舎検討委員会で審議中
7 議会議員の定数及び任期の取扱い	1 新市の議会議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律を適用せず、地方自治法の規定により26人とする。	実施済
	2 議員の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併時に調整する。	調整済
	【付帯決議】	
	・将来における議会議員の定数については、新市発足後、速やかに新市の議会において、協議検討を行うものとする。	協議済
	・その協議にあたっては、議員の定数をできるだけ減数することが望ましいとする意見を最大限考慮し、定数検討委員会を設け審議すること。	減数済（16人）
8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1 新市に1つの農業委員会を置く。	設置済
	2 新市で最初に行われる一般選挙から、選挙委員定数を30人とする。	実施済
	3 選挙区は、旧美祢市を3選挙区、旧美東町及び秋芳町に各1選挙区とし、選挙区毎の定数を合併時に定める。	実施済
	4 農業委員会選任による委員は、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人、議会が推薦する者4人以内とする。	実施済
	5 委員の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に、合併時に調整	調整済

事業区分	合併協定項目内容	達成進捗状況
	する。	
9 地方税の取扱い	1 市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。	調整済
	1 個人市民税の均等割額は、標準税率を適用し、納期は美祢市・秋芳町の例を基本に調整する。	
	2 固定資産税の納期は、美祢市及び秋芳町の例を基本に調整する。	
	3 軽自動車税の納期は、美祢市の例を基本に調整する。	
	4 特別土地保有税の免税点は、美祢市及び秋芳町の例を基本に調整する。	
	5 入湯税の課税免除は、秋芳町の例により調整する。	
	6 都市計画税は、美祢市の例により調整する。	
10 一般職の職員の身分の取扱い	1 1市2町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。	引継済
	2 職員数は、新市において、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。	策定
	3 職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し統一を図る。	統一
	4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図るものとする。なお、現職員の現給を保障するものとする。	
11 特別職の職員の身分の取扱い	特別職の職員（議会議員、農業委員会委員、消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。	調整済
	1 市長、副市長及び教育長の設置、人数、任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料の額及び同規模の自治体の例をを基に合併時に調整する。	
	2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産税評価審査委員会の委員数、任期については、法令の定めるところによる。報酬額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をを基に合併時に調整する。	
	3 その他の条例で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、委員数、任期、報酬額は、合併時に調整する。	

事業区分	合併協定項目内容	達成進捗状況
13 行政組織及び機構の取扱い	新市における組織機構は、次の方針により整備する。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等適正化を図るものとする。	
	1 住民サービスの低下をきたさないように配慮した組織機構 2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構 3 地域住民の声を適正に反映させることができる組織機構 4 簡素で効率的な組織機構 5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 6 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構	
	【具体的整備方針】	
	1 合併時の新市の組織は、現在の美祢市役所を本庁とし、美東町役場及び秋芳町役場は、管理機能の一部を除く総合支所とする。	設置済
	2 本庁は、市全体の政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び旧美祢市地域に関する事務を行う。 総合支所は、各町を所管区域とし、本庁事務を除く住民サービスを提供するとともに、地域振興を図る総合行政機関とする。	
	3 合併前の1市2町の支所、出張所は、出張所として存続させる。	存続
	4 出先機関は、原則として存続させるとともに、秋吉台周辺の観光施設を一元的に管理運営する機関を設置する。	設置済
	5 1市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関は原則統合する。	統合
	一部事務組合については、次のとおり調整する。	
	1 美祢地区衛生組合、美祢地区消防組合、共立美東国民健康保険病院組合については、合併前日に解散し、新市に事務、財産及び債務を引き継ぐ。また、一般職の職員は、職員として身分を引き継ぐ。	引継済
	2 美祢郡環境衛生組合は合併前日に解散し、合併日に事務、財産及び債務を引き継ぐ	
	3 美祢市萩市競艇組合は合併前日に脱退し、新市において合併日に加入する方向で調整する。	

事業区分	合併協定項目内容	達成進捗状況
14 一部事務組合の取扱い	4 山口・防府地区広域事務組合について、美東町及び秋芳町は合併前日に脱退し、広域行政機構の加入について、新市において速やかに調整する。	調整済
	5 養護老人ホーム秋楽園組合について、美東町及び秋芳町は合併前日に脱退し、新市において合併日に旧町の区域を対象として加入する方向で調整する。	
	6 山口県市町総合事務組合 (省略)	
	共同設置期間、協議会等については、次のとおり調整する。	
	1 美祢地域介護認定審査会については、合併前日に解散し、新市において事務を行う。	実施済
	2 宇部小野田広域市町村圏振興整備協議会は、合併前日に脱退し、新市において速やかに調整する。	調整済
	3 1市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市土地開発公社とする。他の2土地開発公社は財産を譲渡し、解散する。	実施済
	4 美祢観光開発株式会社の出資金は、新市に引き継ぐ。	調整済
15 使用料、手数料等の取扱い	1 施設等の使用料は、原則現行のとおりとする。ただし、同一及び類似施設の使用料は統一するよう努める。使用料の減免規定等は合併時に調整する。	調整済
	2 手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、美祢市の例を基本に合併時に統一する。	統一
	(1) 租税公課・資産証明手数料は美東町例を基本に調整する。	調整済
	(2) 耕作証明手数料は、美東町・秋芳町の例を基本に調整する。	
	(3) カルストの湯温泉販売手数料は、秋芳町の例を基本に調整する。	
16 公共的団体等の取扱い	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、実情を尊重しながら、調整に努める。	調整済
	1 1市2町の共通の団体	
	(1) 新市の一体性を保つため、できるかぎり統合できるよう調整する。	
	(2) 実情により統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努め	

事業区分	合併協定項目内容	達成進捗状況
扱い	る。	
	(3) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。	調整中
	2 1市2町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則現行のとおりとする。	現行どおり
17 補助金、交付金の 取扱い	補助金、交付金の取扱いは、事業目的、効果を総合的に勘案し、従来からの経緯や実情等にも配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直すとともに、関係団体の理解と協力を得て、下記の基本方針のとおり調整する。	
	1 1市2町で同一あるいは同種の補助金は、早い時期に統一の方向で調整する。	調整済
	2 各市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡が図れるよう調整する。	
	3 所期の目的を達成したと認められる補助金等は、整理の方向で調整する。	
20 国民健康保険事業 の取扱い	1 賦課形態は保険税とし、賦課方式は合併時に調整する。	調整済
	2 賦課割合は平準化を図ることとし、医療費等の動向を勘案しながら新たな税率を平成20年度から設定する。	設定済
	3 納期については合併時まで調整する。	調整済
	4 保険給付事業は、原則現行どおりとする。葬祭費は美祢市の例により調整する。	
	5 保健事業について (1) 人間ドッグ助成は美祢市の例を基本に調整する。	
	(2) はりきゅう施術助成は美祢市の例を基本に調整する。助成内容は秋芳町の例により調整する。	
	(3) 生活習慣病検診助成は新市に引き継ぐ。	
	6 国民健康保険運営協議会は、新市において設置する。委員数等運営に関しては合併時に調整する。	設置・調整済
	1市2町において差異のある制度は次により取り扱う。	
	1 第1号被保険者の保険料は、平成21年度から介護保険事業計画に基づき算定した	統一

事業区分	合併協定項目内容	達成進捗状況
21 介護保険事業の取扱い	保険料で統一する。	
	2 介護認定審査会は、新市において新たに設置する。ただし、委員定数等運営に関することは現行のとおりとする。	設置
	3 介護保険事業計画は、平成21年度から統一する。	統一
22 消防団の取扱い	消防団については、合併時に統合する。	統合
	1 名称、区域については合併時に統合する。	
	2 任用、報酬等身分の取扱いは調整し、新市に引き継ぐ。	引継済